

第 67 号

令和 7 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	203,305人	193,058人
外 来	239,096人	227,650人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	557人	529人
外 来	988人	940人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		
医療器械及び備品購入費	584,731千円	585,231千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条本文に「なお、経営改善推進事業に充てるため、企業債500,000千円を借り入れる。」を加え、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	30,554,041千円	△266,726千円	30,287,315千円
第 1 項 医 業 収 益	24,182,393千円	△938,487千円	23,243,906千円
第 2 項 医 業 外 収 益	6,371,648千円	626,279千円	6,997,927千円
第 3 項 特 別 利 益		45,482千円	45,482千円
支 出			

第1款 病院事業費用	30,480,296千円	1,596,700千円	32,076,996千円
第1項 医療費用	29,330,086千円	1,361,439千円	30,691,525千円
第2項 医療外費用	1,150,210千円	144,291千円	1,294,501千円
第3項 特別損失		90,970千円	90,970千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,056,943千円」を「不足する額1,053,654千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,213千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,730千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,260千円及び過年度分損益勘定留保資金1,052,394千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,355,847千円	3,789千円	6,359,636千円
第2項 負担金	957,982千円	12,704千円	970,686千円
第4項 補助金	19,865千円	△8,915千円	10,950千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,412,790千円	500千円	7,413,290千円
第1項 建設改良費	1,447,448千円	500千円	1,447,948千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
経営改善推進事業	千円 500,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職 員 給 与 費	14,784,569千円	814,309千円	15,598,878千円
（たな卸資産の購入限度額）			

第7条 予算第8条中「6,890,000千円」を「7,600,000千円」に改める。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 68 号

令和 7 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	320,700,000 k W h	304,814,119 k W h
	太陽光発電所	4,617,000 k W h	5,292,860 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,300,377千円	1,363,637千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科	目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業	収 益	5,300,719千円	115,465千円	5,416,184千円
第 1 項 営 業	収 益	5,270,186千円	20,326千円	5,290,512千円
第 2 項 財 務	収 益	23,732千円	93,227千円	116,959千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6,801千円	1,912千円	8,713千円
支 出				
第 1 款 事 業	費 用	4,014,381千円	20,351千円	4,034,732千円
第 1 項 営 業	費 用	3,852,855千円	△19,010千円	3,833,845千円
第 3 項 事 業 外	費 用	156,516千円	39,361千円	195,877千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額1,482,465千円」を「不足する額993,716千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,983千円及び過年度分損益勘定留保資金1,364,482千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,638千円、建設改良積立金393,000千円及び過年

度分損益勘定留保資金461,078千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	905,615千円	56,893千円	962,508千円
第2項 投資有価証券償還金	700,266千円	△1千円	700,265千円
第4項 そ の 他 収 入		56,894千円	56,894千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,388,080千円	△431,856千円	1,956,224千円
第1項 建 設 改 良 費	1,300,377千円	63,260千円	1,363,637千円
第2項 投 資	1,087,703千円	△495,116千円	592,587千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	991,929千円	△58,790千円	933,139千円

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 69 号

令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(1) 給水事業所数	34	35	吉野川北岸工業用水道	21	22
(2) 年間総給水量	67,419,150m ³	67,431,350m ³	吉野川北岸工業用水道	38,766,650m ³	38,778,850m ³
(3) 1 日平均給水量	184,710m ³	184,743m ³	吉野川北岸工業用水道	106,210m ³	106,243m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	635,080千円	638,293千円
			阿南工業用水道改良工事	1,131,998千円	1,133,090千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科	目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業 収 益		1,295,731千円	17,008千円	1,312,739千円
第 1 項 営 業 収 益		1,224,758千円	1,104千円	1,225,862千円
第 2 項 営 業 外 収 益		70,973千円	15,904千円	86,877千円
支 出				
第 1 款 事 業 費 用		1,185,019千円	2,227千円	1,187,246千円
第 1 項 営 業 費 用		1,176,843千円	△40,062千円	1,136,781千円
第 2 項 営 業 外 費 用		8,176千円	42,289千円	50,465千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額1,087,576千円」を「不足する額1,074,679千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,493

千円及び過年度分損益勘定留保資金940,083千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,766千円、減債積立金9,000千円及び過年度分損益勘定留保資金917,913千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	789,848千円	17,202千円	807,050千円
第1項 固定資産売却代	2,383千円	1,302千円	3,685千円
第2項 補助金	193,500千円	15,900千円	209,400千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,877,424千円	4,305千円	1,881,729千円
第1項 建設改良費	1,767,078千円	4,305千円	1,771,383千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	232,640千円	△23,149千円	209,491千円

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 70 号

令和 7 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度徳島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	8,229千円	6,114千円	14,343千円
第 2 項 営 業 外 収 益	489千円	6,114千円	6,603千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,862千円	△48千円	1,814千円
第 1 項 営 業 費 用	1,861千円	△48千円	1,813千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	14,814千円	1千円	14,815千円
第 1 項 他会計長期貸付金返還金	14,814千円	1千円	14,815千円

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 71 号

令和 7 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	65,058千円	4,231千円	69,289千円
第 1 項 営 業 収 益	64,057千円	4千円	64,061千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,001千円	4,227千円	5,228千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	47,548千円	△1,125千円	46,423千円
第 1 項 営 業 費 用	47,117千円	△1,131千円	45,986千円
第 2 項 営 業 外 費 用	431千円	6千円	437千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金4,640千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209千円及び過年度分損益勘定留保資金4,431千円」に改める。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 72 号

令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 総 処 理 水 量	2,730,000m ³	2,523,000m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	7,479m ³	6,912m ³

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,030,356千円	△14,983千円	1,015,373千円
第 1 項 営 業 収 益	395,892千円	△15,758千円	380,134千円
第 2 項 営 業 外 収 益	634,464千円	775千円	635,239千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,030,356千円	△14,983千円	1,015,373千円
第 1 項 営 業 費 用	927,437千円	△13,749千円	913,688千円
第 2 項 営 業 外 費 用	102,919千円	△1,234千円	101,685千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	557,061千円	2,300千円	559,361千円

第2項補助金	261,315千円	2,300千円	263,615千円
支出			
第1款資本的支出	557,061千円	2,300千円	559,361千円
第2項企業債償還金	519,461千円	2,300千円	521,761千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	18,112千円	1,877千円	19,989千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「371,883千円」を「374,676千円」に改める。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純